上郡町IT戦略推進事業及びコワーキングスペース

開設支援事業補助金について

　補助金の主な内容

１．概要

　上郡町では、高度IT技術を有する起業家等の定着及び集積並びに企業のサテライトオフィス開設、テレワーク導入等を促進し、町の経済の持続的成長に向けた産業の振興、新たな雇用の創出、多様な働き方の推進及び地域活性化を図るため、ITカリスマ等による事業所の開設及びコワーキングスペースの開設時等に要する費用に対して、兵庫県と随伴して補助金を交付します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 対象者  各事業の枠内すべてを満たす方 | 対象経費 | 補助率・補助限度額 | （参考）  県負担を含む  補助金限度額 |
| ＩＴ戦略推進事業 | ITカリスマによる事業所開設事業 | | | |
| 町内において、新たに事業所等を開設する事業者で、県要綱による補助金交付決定を受けた者  ⑴国内外で顕著な業務経験、事業実績等がある者  ⑵ＣＥＯ、役員、プロジェクトリーダー等指導的立場にある者又は経験がある者  ⑶3年以上の事業計画（次世代起業家の育成及び起業家の誘致に関する計画を含む）を有する者 | 建物改修費  事務機器取得費  賃借料  通信回線使用料  人件費 | 4分の１以内・上限50万円  4分の1位内・上限25万円  4分の1位内・30万円／年  4分の1位内・30万円／年  定額・1人あたり500万円／年 | 2分の1以内・上限100万円  2分の1以内・上限50万円  2分の1以内・上限60万円  ２分の１以内・上限60万円  ２分の１以内・上限1000万円 |
| 高度IT事業所開設事業 | | | |
| 町内において、新たに事業所等を開設する事業者で、県要綱による補助金交付決定を受けた者  　⑴高度IT技術を活用した今後成長が見込まれる３年以上の事業計画を有する者  　⑵革新的なアイデアと高度IT技術を活用した事業の経験、実績、知識又は能力がある者 | 建物改修費  事務機器取得費  賃借料  通信回線使用料  人件費 | 4分の１以内・上限50万円  4分の1位内・上限25万円  4分の1位内・30万円／年  4分の1位内・30万円／年  定額・1人あたり100万円／年 | 2分の1以内・上限100万円  2分の1以内・上限50万円  2分の1以内・上限60万円  ２分の１以内・上限60万円  ２分の１以内・上限200万円 |

２．補助内容

※上表にかかわらず、空き家を改修した場合の建物改修費の町補助の上限額は100万円（県負担を含む場合）とする。

※賃借料、通信回線使用料、人件費は使用開始後36箇月間とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| コワーキングスペース開設支援事業 | 整備支援型 | | | |
| 町内において、新たに事業所等を開設する事業者で、県要綱による補助金交付決定を受けた者  ・３年以上の事業計画を有し、当該コワーキ  ングスペースを利用する起業家等のビジ  ネス活動・成長拡大を支援する計画を有す  る者 | 建物改修費  事務機器取得費 | 4分の1以内・上限250万円  4分の1位内・上限25万円 | 2分の1以内・上限500万円  2分の1以内・上限50万円 |
| 運営支援型 | | | |
| 整備支援型と同じ | 建物改修費  事務機器取得費  賃借料  通信回線使用料  人件費 | 4分の１以内・上限50万円  4分の1位内・上限25万円  4分の1位内・30万円／年  4分の1位内・30万円／年  定額・1人あたり50万円／年 | 2分の1以内・上限100万円  2分の1以内・上限50万円  2分の1以内・上限60万円  ２分の１以内・上限60万円  ２分の１以内・上限100万円 |

※上表にかかわらず、空き家を改修した場合の建物改修費の町補助の上限額は整備支援型の場合は300万円、運営支援型の場合は100万円（県負担を含む場合）とする。